

阿南工業高等専門学校ソフトウェア管理規則

(平成 22 年 3 月 10 日)

(規則第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるソフトウェアの管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則（平成 21 年規則第 9 4 号。以下「機構規則」という。）に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この規則は、本校におけるソフトウェアの管理に関する校内体制を整備することにより、ソフトウェアの違法な複製を防止し、法令遵守を図ることを目的とする。

(ソフトウェア管理責任者)

第 3 条 機構規則第 5 条により、本校にソフトウェア管理責任者を置き、校長をもって充てる。

(ソフトウェア管理担当者等)

第 4 条 機構規則第 6 条に基づき、ソフトウェア管理責任者が指名するソフトウェア管理担当者及びその管理を割り当てる範囲は別表のとおりとする。

2 前項で定める各ソフトウェア管理担当者を総括するソフトウェア総括管理担当者は、総合情報処理室長をもって充てる。

(教職員の責務)

第 5 条 教職員は、ソフトウェアを購入する場合には、ソフトウェア管理担当者の承諾を得て物品請求をしなければならない。

2 教職員は、ソフトウェアをコンピュータにインストール又はアンインストールをするときは、ソフトウェア管理担当者に依頼又はソフトウェア管理担当者の承諾を得て実施しなければならない。

3 教職員は、ソフトウェア管理担当者の承諾を得て自らコンピュータにソフトウェアをインストール又はアンインストールした場合は、速やかにソフトウェア管理担当者に報告しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、ソフトウェア総括管理担当者が定める。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 機構規則別紙様式 1 から別紙様式 3 については、高専機構 IT 資産管理システムが導入されるまでは、従前の様式を使用することができるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

ソフトウェア管理担当者	管理を割り当てる範囲
総合情報処理室長	総合情報処理室において管理するソフトウェア及び以下の組織に属さないソフトウェア
地域連携・テクノセンター長	地域連携・テクノセンターにおいて管理するソフトウェア
広報情報室長	広報情報室において管理するソフトウェア
図書館長	図書館において管理するソフトウェア
キャリア支援室長	キャリア支援室において管理するソフトウェア
グローバル推進室長	グローバル推進室において管理するソフトウェア
高度情報教育センター長	高度情報教育センターにおいて管理するソフトウェア
各教員	各教員において管理するソフトウェア
技術長	技術部において管理するソフトウェア
学生課長	事務部において管理するソフトウェア